

# ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）

〒370-0074 高崎市下小鳥町 233

TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260



～記事～

★新年度ご挨拶

★国内及びアジアにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

★農場の飼養衛生管理にかかる緊急点検について

★飼養衛生管理基準の改正について

★産業廃棄物管理票(マニフェスト)について

★畜産試験場が「ネット式脱臭装置」を開発しました

★定期報告書の提出について

★西部家畜保健衛生所の新体制について

～別添資料～

★産業廃棄物管理票交付等状況報告書

## ★新年度ご挨拶

西部家畜保健衛生所長 須藤 慶子

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動により西部家保では5名の異動がありました。新体制のもとより一層業務に邁進する所存ですので、よろしく願いいたします。

昨年、群馬県では豚飼養農場において2回の豚熱の発生があり、市町村、農協、獣医師会や建設業協会等の御協力を得て防疫措置を完了させました。しかし、豚熱や高病原性鳥インフルエンザウイルスは、本県のいのししや近隣県での野鳥から検出されており、現時点においても農場へのウイルス侵入リスクが高い状況にあります。

また、口蹄疫、アフリカ豚熱は継続的にアジア地域での感染が確認されており、予断を許さない状況です。

このため、いづれどこで家畜伝染病が発生してもおかしくない状況にあると言えます。今後も発生時の迅速な防疫措置の備えを行っていく所存ではありますが、生産者の皆様におかれましても、飼養衛生管理基準の遵守による侵入防止対策の徹底と早期発見・早期通報をお願いいたします。

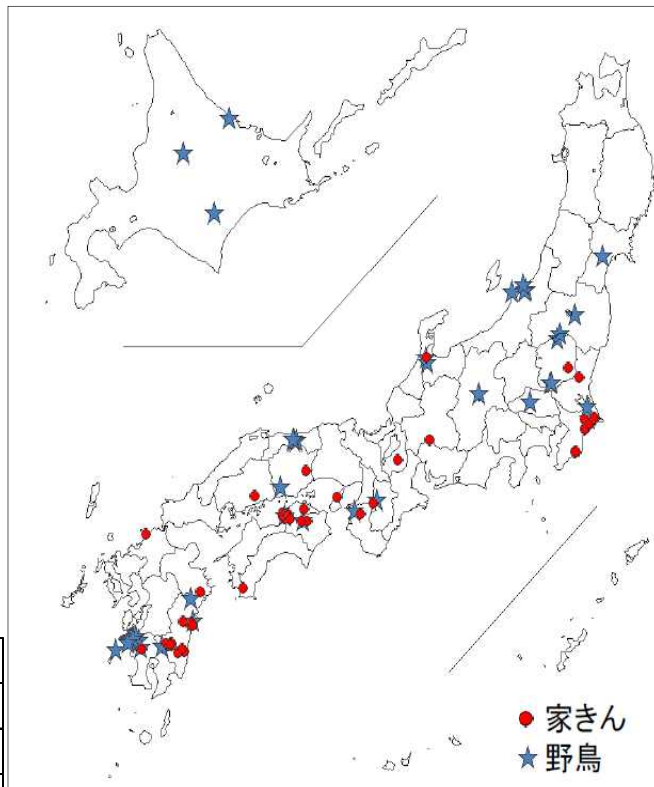
家畜保健衛生所といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの会議や研修会等が中止や書面開催となるなか、コミュニケーション不足とならないよう皆様のご意見をうかがいながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りま

すので、御理解、御協力をお願いし、新年度のあいさつとさせていただきます。

## ★国内及びアジアにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

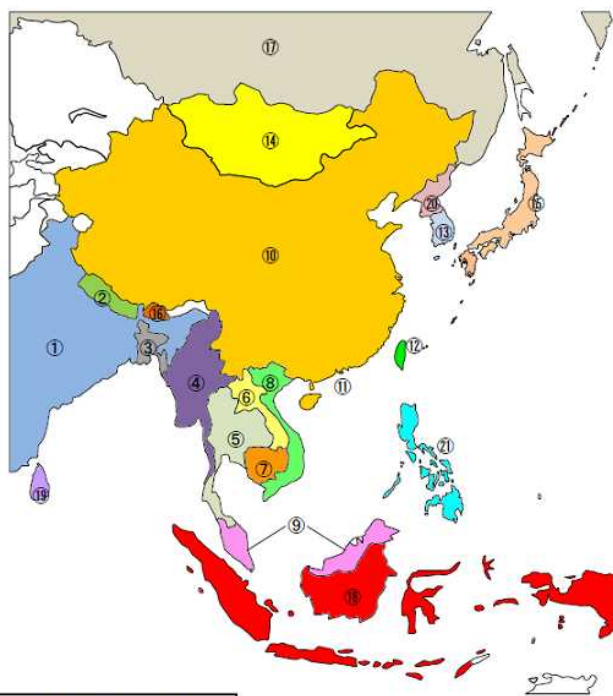
昨年11月5日以降、高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)が全国的に多数発生し、3月末日時点において、家きん農場では18都府県52事例、野鳥では18道県58事例確認されています(右図参照)。

今回日本で発生したウイルスは、2019年冬にヨーロッパで流行したウイルスと遺伝子的に近縁であるとされています。そのためヨーロッパから営業地であるロシアへ拡大し、さらに越冬地である日本、韓国(88事例)、台湾(18事例)へ拡大したと推察されます。



＜令和2年度国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況＞

国内発生の高病原性鳥インフルエンザ発生数内訳		
採卵鶏	37農場	約834万羽
肉用鶏	23農場	約81万羽
育雛	4農場	約69万羽
あひる	12農場	約1.8万羽



2021年4月18日現在  
OIEへの通報等を基に作成  
(●:家きん、▲:野鳥、●▲:高病原性鳥インフルエンザ、●▲:低病原性鳥インフルエンザ)

※発生日、検体回収日に基づく  
※野鳥の低病原性鳥インフルエンザについては、確認できた韓国のみ記載

	①インド	②ネパール	③バングラデシュ	④ミャンマー	⑤タイ	⑥ラオス	⑦カンボジア	⑧ベトナム	⑨マレーシア	⑩中国	⑪香港	⑫台湾	⑬韓国	⑭モンゴル	⑮日本	⑯ロシア	⑰インドネシア	⑱スリランカ	⑲北朝鮮	⑳フィリピン
2019年	1月	●▲																		
	2月	▲	●																	
	3月	●	▲																	
	4月																			
	5月	●																		
	6月	●																		
	7月																			
	8月	●																		
	9月																			
	10月																			
	11月																			
	12月	●																		
2020年	1月	●▲																		
	2月	▲																		
	3月	●▲																		
	4月																			
	5月																			
	6月																			
	7月																			
	8月																			
	9月																			
	10月																			
	11月	●																		
	12月	●▲																		
2021年	1月	●▲																		
	2月	●																		
	3月	●																		
	4月	●																		

＜アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況＞

## ★農場の飼養衛生管理にかかる緊急点検について

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため毎月点検報告をお願いしております。

点検項目は、鳥インフルエンザが発生した農場において対策の不備が確認され、発生原因や、ウイルスの農場への持ち込みの可能性として最重要視されている項目です。

次の点検項目について、実施していることを確認し、できていない場合には早急に対応をお願いいたします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等  
消毒用スプレーを設置または手袋着用
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用  
外来者専用長靴の設置またはブーツカバーの使用  
事務所等で作業着に着替え、畜舎専用のつなぎやカッパを使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等  
圧力のかかる動力噴霧器の設置  
シートやハンドル・ペダルに消毒薬をスプレー  
車両に農場専用のフロアマット設置
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等  
消毒用スプレーを設置または手袋着用
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用  
畜舎ごとの長靴を設置  
屋外長靴との交差汚染を防止するため、履き替え方法を工夫すること
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕  
畜舎だけでなく、飼料庫、堆肥舎、死体置場に網目 2cm 以下の防鳥ネットを設置  
設備に破損が見られたら遅延なく修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除  
殺鼠剤・殺虫剤の散布、野生動物が近づきにくくするための除草

共同堆肥舎を使用している場合についても同様です  
専用長靴や車両消毒を実施してください

## ★飼養衛生管理基準の改正について

昨年 6 月に法令が改正され、令和 3 年 10 月までに堆肥舎・飼料庫等の関連施設への防鳥ネットを設置することとなりました。現在、防鳥ネット設置が完了していない農場は、早急に設置をお願いいたします。

また、飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底を令和 4 年 2 月 1 日までに実施することとなっています。すでに作成済みの農場は次に挙げる必須 10 項目が含まれているかどうか確認し、これから作成する方にはひな形を作成してお渡ししますので農場にあった内容に修正し完成させていただきようお願いします。

## マニュアルに記載する必須 10 項目

- ① 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- ④ 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- ⑤ 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等



<農林水産省の例を参考にしてください>

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/)

なお、マニュアル作成について不明な点がございましたらご相談下さい。飼養衛生管理の確認と共に対応させていただきます。



### ★産業廃棄物管理票(マニフェスト)について

令和2年4月から令和3年3月までに交付されたマニフェスト伝票を「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取りまとめて、下記提出先へ令和3年6月末までにご提出ください。

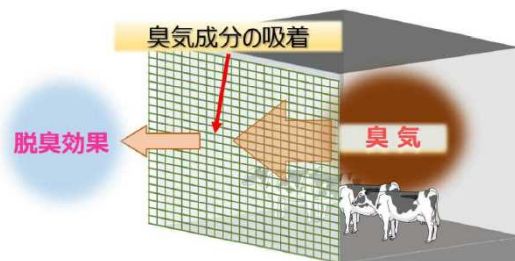
なお、マニフェスト伝票については、5年間の保存が必要です。

高崎市	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325
その他市町村	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3 TEL：027-323-5530

## ★畜産試験場が「ネット式脱臭装置」を開発しました

繊維工業試験場及び県内民間企業との共同研究により、約7年の歳月をかけ、現地農家での実証試験等を行いながら改良を重ね、「ネット式脱臭装置」（特許第6582293号『ネット式脱臭装置』）を開発しました。

- 原理：畜産施設の開放面にネットを設置し、クエン酸水溶液等で湿潤させ、臭気が通過するときにアンモニア等の悪臭物質を中和・除去。



- 設置条件：①散水装置とネットをつり下げるための土台を設置できる場所、つり下げ可能な施設。  
②水道設備及び100V電源設備のある場所。

詳細な情報については、群馬県畜産試験場 飼料環境係までお問い合わせください。（畜産試験場 TEL：027-288-2222）

## ★定期報告書の提出について

令和3年定期報告の提出はお済みでしょうか？まだ提出されていない方は、**早急に家畜保健衛生所へ提出してください。**

なお、提出されない場合、農場で伝染病が万が一発生してしまった際に迅速な防疫処置がとれない上に、国から交付される手当金の減額の対象となる場合があります。ご協力よろしくお願いします。



毎年の飼養状況報告

## ★西部家畜保健衛生所の新体制について

		新体制	転出者
所長(課長)		須藤 慶子	
次長		清水 伸一 (利根沼田普及指導課)	松浦 俊幸 (吾妻家畜保健衛生課)
環境衛生係	係長	阿部 有希子	
	主幹	山田 光輝	
	副主幹	佐藤 洋子 (中部家畜保健衛生課)	藤澤 望 (畜産試験場)
防疫係	係長	野末 紫央	
	主幹	瀧澤 光華	
	副主幹	水野 剛志 (畜産課)	清水 誠之 (家畜衛生研究所)
	主任	佐久間 理能 (東部家畜保健衛生課)	小材 怜子 (吾妻保健衛生課)
	主幹専門員	松村 一男	
	主幹専門員	南山 治美 (吾妻家畜保健衛生課)	木暮 幸博 (中部家畜保健衛生課)

新体制：転入者の○内は、旧所属です。転出者の○内は、転出先です。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

★畜産業を廃業された方にこの「家畜衛生だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。